令和５年度むつ市空き家等利活用推進事業費補助金交付要綱

令和５年３月２４日
むつ市告示第３３号

（趣旨）

第１条　市は、空き家及び空き地の増大を防止し、暮らしやすいまちを構築するため、居住誘導区域内に所在する空き家又は空き地を利活用する者に対し、予算の範囲内において、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和６１年むつ市規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空き家　居住を目的として建築され、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない住宅、建築物及びその敷地をいう。

⑵　空き地　居住を目的として建物を建築することができる土地であって、現に利用されていないものをいう。

⑶　居住誘導区域　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第２項第２号の居住誘導区域をいう。

⑷　住宅　次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア　居住の用に供するものであること。

イ　別荘その他一時的に使用するもの及び賃貸を目的としたものでないこと。

⑸　補助事業　居住誘導区域内の人口密度の維持に資する空き家の購入、空き家の解体を伴う住宅の新築、空き地への住宅の新築又は現に居住している住宅が所在する敷地と一体の敷地として空き家若しくは空き地の活用を行うための事業をいう。

（補助対象物件）

第３条　補助金の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げるものとする。

⑴　居住誘導区域内に所在する空き家又は空き地

⑵　居住誘導区域内において、不動産会社等が売買又は賃貸目的で建築し、所有する築５年未満の住宅及び分譲されてから５年未満の土地でないもの（空き家又は空き地の所有者の意思により、不動産業者の取扱物件としたものを含む。）

⑶　令和５年４月１日から令和５年１２月３１日までの期間に売買契約を締結した、又は売買契約を締結しようとしている空き家又は空き地

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　補助対象物件である空き家を購入し、５年以上居住する意思がある者

⑵　補助対象物件である空き家を解体し、解体後速やかにその敷地に住宅を新築し、５年以上居住する意思がある者

⑶　補助対象物件である空き地を購入し、購入後速やかにその土地に住宅を新築し、５年以上居住する意思がある者

⑷　補助対象物件である空き家又は空き地を購入し、現に居住している住宅の敷地と一体の敷地として５年以上活用する意思がある者

２　前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

⑴　法人

⑵　居住誘導区域内に所在する住宅から補助対象物件に転居する者（ただし、転居前の住宅に親族等が引き続き居住する場合を除く。）

⑶　市町村税を滞納している者

⑷　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員又は暴力団に関係すると認められる者

⑸　むつ商工会議所が行う空き店舗助成事業による助成を申請している者又は助成の決定を受けた者

⑹　前各号に掲げる者のほか、市長が不適当であると認める者

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

⑴　前条第１項第１号に該当する者にあっては、補助対象物件である空き家の購入に要する費用（租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料等を除く。）

⑵　前条第１項第２号に該当する者にあっては、補助対象物件である空き家の購入及び解体並びに住居の新築に要する費用（租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料等を除く。）

⑶　前条第１項第３号に該当する者にあっては、補助対象物件である空き地の購入及び住居の新築に要する費用（租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料等を除く。）

⑷　前条第１項第４号に該当する者にあっては、補助対象物件である空き家又は空き地の購入に要する費用（租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料等を除く。）

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の全額（１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）又は５００，０００円のいずれか少ない額とする。

（事前相談）

第７条　補助対象者は、補助事業の実施に当たり、市に事前相談を行い補助金の内容及び必要な手続を理解した上で、補助金の申請を行うものとする。

（申請書等）

第８条　補助金の交付の申請は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

２　前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

⑴　別表第１に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表に定める書類

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

３　市長は、必要があると認めるときは、不動産業者及び施工業者に対し申請書の内容について確認し、又は現地確認調査を行うことができる。

４　第１項の申請書は、令和５年１２月３１日までに市長に提出しなければならない。

５　補助金の交付の申請は、予算の範囲内において先着順により受け付けるものとする。

（補助金の交付の条件）

第９条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第５条の規定により付された条件となるものとする。

⑴　補助事業の内容又は補助対象経費の配分について重要な変更をする場合には、むつ市空き家等利活用推進事業変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金の交付申請額を増額することはできない。

⑵　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、むつ市空き家等利活用推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けること。

⑶　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けること。

⑷　補助事業に伴う売買契約及び工事請負契約は、市長が定める期日までに成立していること。

（決定の通知等）

第１０条　規則第６条の規定による決定の通知は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金交付決定通知書（様式第６号）により行うものとし、補助金を交付しないことに決定した場合は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第７号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げの期日）

第１１条　規則第７条第１項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して１４日を経過した日とする。

（実績報告等）

第１２条　規則第１２条の規定による報告は、むつ市空き家等利活用推進事業完了（廃止）実績報告書（様式第８号）によるものとする。

２　前項の報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

⑴　別表第２に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表に定める書類

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

３　市長は、必要があると認めるときは、不動産業者、施工業者に対し報告書の内容について確認し、又は現地確認調査を行うことができる。

４　第１項の実績報告書は、令和６年３月３１日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１３条　規則第１３条の規定による確定通知は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金交付額確定通知書（様式第９号）により行うものとする。

（補助金の交付の方法）

第１４条　補助金は、補助事業の完了後、口座振替により交付する。

（補助金の請求等）

第１５条　補助金の請求は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金請求書（様式第１０号）を市長に提出して行うものとする。

（財産の管理及び処分）

第１６条　補助対象者が、補助事業を行うに当たり、補助事業により取得する不動産を担保に供して金融機関から融資を受ける必要がある場合の規則第２０条の規定の適用については、補助金の交付の決定をもって同条に定める市長の承認があったものとみなす。

２　規則第２０条ただし書の市長が定める期間は、補助事業により取得した補助対象物件（空き地を購入した場合にあっては、当該土地に新築する住宅）に居住した日の翌日から起算して５年間とする。

３　前項に定める期間において、補助対象者は、市長の要求があった場合には、補助金の交付を受けた物件の所有及び管理状況に関し、市長に報告しなければならない。

４　補助対象者は、第２項に定める期間内に、市長の承認を受けないで、補助金の交付を受けた物件を処分した場合又は当該物件に居住しなくなった場合には、補助金の全額を市長に返還しなければならない。

（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第８条関係）

補助対象者の区分	申請書に添付する書類
第４条第１項第１号に該当する者	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　補助対象物件の売買契約書の写し又は契約しようとする内容がわかる書類 ⑶　補助対象物件の位置図 ⑷　補助対象物件の写真 ⑸　本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの） ⑹　申請者の住民票の写し ⑺　申請者の市町村税の納税証明書 ⑻　誓約書兼同意書（様式第３号）
第４条第１項第２号に該当する者	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　補助対象物件の売買契約書の写し又は契約しようとする内容がわかる書類 ⑶　補助対象物件の解体工事の見積書の写し ⑷　補助対象物件の土地に新築する住宅の見積書の写し ⑸　補助対象物件の位置図 ⑹　補助対象物件の写真 ⑺　本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの） ⑻　申請者の住民票の写し ⑼　申請者の市町村税の納税証明書 ⑽　誓約書兼同意書（様式第３号）
第４条第１項第３号に該当する者	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　補助対象物件の売買契約書の写し又は契約しようとする内容がわかる書類 ⑶　補助対象物件の土地に新築する住宅の見積書の写し ⑷　補助対象物件の位置図 ⑸　補助対象物件の写真 ⑹　本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの） ⑺　申請者の住民票の写し ⑻　申請者の市町村税の納税証明書 ⑼　誓約書兼同意書（様式第３号）
第４条第１項第４号に該当する者	⑴　事業計画書（様式第２号） ⑵　補助対象物件の売買契約書の写し又は契約しようとする内容がわかる書類 ⑶　補助対象物件の位置図 ⑷　補助対象物件の写真

	⑸　本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの） ⑹　申請者の住民票の写し ⑺　申請者の市町村税の納税証明書 ⑻　誓約書兼同意書（様式第３号）

別表第２（第１２条関係）

補助対象者の区分	実績報告書に添付する書類
第４条第１項第１号に該当する者	⑴　補助対象物件の売買契約書の写し（申請時等に提出している場合は不要） ⑵　土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助対象者へ所有権移転完了後のもの） ⑶　補助対象物件の売買代金の領収書の写し ⑷　補助対象物件に居住していることを証する書類
第４条第１項第２号に該当する者	⑴　補助対象物件の売買契約書の写し（申請時等に提出している場合は不要） ⑵　土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助対象者へ所有権移転完了後のもの） ⑶　補助対象物件の売買代金の領収書の写し ⑷　工事請負契約書の写し ⑸　工事代金の領収書の写し ⑹　工事写真（着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの） ⑺　補助対象物件に居住していることを証する書類
第４条第１項第３号に該当する者	⑴　補助対象物件の売買契約書の写し（申請時等に提出している場合は不要） ⑵　土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助対象者へ所有権移転完了後のもの） ⑶　補助対象物件の売買代金の領収書の写し ⑷　工事請負契約書の写し ⑸　工事代金の領収書の写し ⑹　工事写真（着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの） ⑺　補助対象物件に居住していることを証する書類
第４条第１項第４号に該当する者	⑴　補助対象物件の売買契約書の写し（申請時等に提出している場合は不要） ⑵　土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助対象者へ所有権移転完了後のもの） ⑶　補助対象物件の売買代金の領収書の写し ⑷　補助対象物件と現に居住している住宅が所在してい

	る敷地が一体の敷地として利用されていることがわかる写真